

障害者優先調達推進法第9条に基づく令和5年度調達方針について

報告事項

1 優先調達の目的

障がい者が自立した生活を送るためには、就労による経済的基盤を確立することが重要となる。このためには、障がい者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する必要がある。

このことから、障がい者が就労する施設等から優先的に物品や役務の発注を行うことを目的とし、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が制定された。

2 根拠法令

【国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律】（平成24年法律第50号）第9条

都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

3 過去5年間の調達目標額・実績等

年度	目標	実績	主な実績額増加の要因	前年度実績比	差額 (実績-目標)
平成30	¥2,200,000	¥1,044,204	—	—	▲ (¥1,155,796)
令和元	¥1,800,000	¥2,773,500	成人のつどい記念品（内150万円）	↑ ¥1,729,296	◎ ¥973,500
令和2	¥1,800,000	¥1,354,998	—	↓ (¥1,418,502)	▲ (¥445,002)
令和3	¥1,800,000	¥1,669,000	発注個数及び単価の増加	↑ ¥314,002	▲ (¥131,000)
令和4	¥2,000,000	¥1,734,367	※行福連携事業	↑ ¥65,367	▲ (¥265,633)

※行福連携事業とは

現在、全国的に積極的な取り組みが行われている農福連携をヒントに「行政における課題」と「福祉における課題」の双方の課題解決と利益（メリット）があるWin-Winの取り組みを「行福連携」と名付け、「行政」と「福祉」が連携することにより、行政の業務負担を軽減し、障がい者が就労する施設等の工賃を向上することを目的とするもの。

・行福連携事業発注実績（令和4年度新規発注）

- ①特別障害者手当現況届封入作業業務委託：19,008円
- ②特定疾患患者福祉手当現況届封入作業業務委託：86,159円
- ③令和4年度郡山市おもいやり作文コンクール入賞原稿入力業務委託：30,000円

4 令和5年度調達目標額

2,000,000円

【理由】

令和4年度実績については、行福連携事業として3件の新規発注を行い、前年度を上回る結果となったが、目標設定額には僅かに及ばなかった。

これを踏まえ、令和5年度においては、前年度目標額を据え置き、行福連携事業等の周知を強化し、調達額の底上げを目指す。

4 優先調達推進に関する取組み

1 共同受注体制の構築に向けた検討会議の実施及び発注実績

郡山市障がい者自立支援協議会就労支援部会において、共同受注体制の構築に向けた検討チームで協議。市内事業所が協働し、大口受注に対応できる体制構築を進めている。

発注実績については令和2年度から3年連続で健康長寿課より敬老会封入作業を受託・実施した。令和4年度については、障がい者福祉施設11事業所が参加し、43,824件の封入、仕分け作業を行った。



2 行福連携事業の推進及び実施

全庁的な周知に向け、先行的に障がい福祉課内業務において、障がい者福祉施設への委託が可能な業務について選定し、事業記念品の作成や通知の封入作業等の発注を行った。

以下の取組みを参考に、各所属においても障がい者福祉施設への積極的な発注をお願いしたい。

【発注例】

①障がい者作品展及びおもいやり作文コンクールの記念品作成

- （概要）金額を指定し、複数の障がい者福祉施設により記念品案の提示及び作成。
 （効果）対象者の年齢や実用性などを考慮した記念品が多数あり、選択可能。
 （費用）単価：270円～1,000円 個数：20個～200個
 （記念品例） エコバック マスクケース フェイスタオル



②通知等封入業務委託

- （概要）軽微な通知等の大量発送に関する封入業務委託。
 （効果）窓口業務等の関係で日中の作業が困難であったため、超過勤務により約5日間程度複数職員で対応していたが、職員による封入作業が不要となった。
 （費用）単価：約30円 件数：640件～3,000件

③令和4年度郡山市おもいやり作文コンクール（小中学生対象）入賞者原稿入力業務委託

- （概要）作文コンクール入賞者原稿の文字起こし業務委託。
 （効果）担当職員による入力が必要となり、約20時間の業務量削減となった。
 （費用）単価：約500円 件数：22名分（原稿用紙約80枚）

令和5年度郡山市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年4月1日制定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、次のとおり調達方針を策定する。

2 適用範囲

この調達方針は、市の全ての部局等での物品等の調達に適用する。

3 調達する物品等及び目標額

市が障がい者就労施設等から調達する物品等及び目標額は次のとおりとする。

なお、障がい者就労施設等の物品の開発等に応じて見直しを行っていくものとする。

(1) 物品

記念品、食料品、縫製品、美術・工芸品、紙製品、小物雑貨、その他

(2) 役務

建物の清掃、除草、郵便物発送業務、データ入力業務、施設管理（受付・案内等）、
その他

(3) 目標額

令和5年度の目標額は、物品及び役務を合わせて200万円とする。

4 調達の推進方法

(1) 障がい者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を共有し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。

(2) 随意契約により物品等を調達する場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を積極的に活用し、障がい者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

(3) 各部局等は、調達情報の提供に努め可能な限り調達内容の仕様を明確化することや障がい者就労施設等の特性に配慮した納期を設定するなど、障がい者就労施設等が不当に排除されることのないように努めるものとする。

(4) 障がい者就労施設等に対して、適切な情報発信をはじめ、物品等の質の確保や品目等の拡大など、調達の拡大に向けた主体的かつ前向きな取組を促すものとする。

5 調達方針及び調達実績の公表

(1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、ウェブサイト等により公表するものとする。

(2) 調達実績は会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、ウェブサイト等により公表するものとする。

6 調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、保健福祉部障がい福祉課とする。